

の過當な延長を抑制する目的で制定されたのであるが、現下の情勢ではいはゆる突貫生産の必要から就業時間の延長を臨時的に行ふ場合があり、現在も同令の緩和規定に基き相當程度時間延長を許してゐる實情にあるので、同令を廢して行政措置に移すことが適切と認められたのである。

勤勞報國協力令改正

勤勞報國隊編成の根據勅令たる國民勤勞報國協力令は、現行では男子は十四歳以上四十歳未満まで、女子は十四歳以上二十五歳未満までの未婚者をもつて報國隊を組織し、その協力期間は一年につき三十日以内となつてゐるが、今回の改正で男子の報國隊協力の最高年齢を四十歳未満から五十歳未満に引上げるとともに期間を二倍の六十日以内に擴張した、厚生省では勤勞奉仕の國民的熱意も相當高まつてをり、一方奉仕を受ける鑛山、工場側は協力期間六十日では作業能力上なほ短い場合が少なくないとの意見に基き、協力の趣旨に反しない限り必要に應じ相當長期に互る報國隊をも編成する方策を積極的に講ずる方針である。

船員職業能力申告令の改正

船員職業能力申告令中改正の要點は第二條の要申告者に新に「小形船舶乗組員手帳法第一條に規定する船員」を加入した點にある。

小形船舶乗組員すなはち五トン以上二十トン未満の運搬船(主として舢舨)の乗組員の勞務規正方策に關しては昨年十二月八日より小形船舶乗組員手帳法が實施され、この手帳制を通じ小形船舶乗組員の勞務配置は逐次明確化されつゝあつたが、さらに港灣荷役力および海上輸送力増強の一環として小型船舶の占むる重要

性の加重に鑑み、これが乗組員を確保するとともに、大型小型船舶乗組員を一貫して適切な勞務規正を行ひ得る體制を整へる必要があるもので、今回この小型船舶乗組員に對しても船員法の船員と同様、船員職業能力申告令による要申告者たらしめ、船員政策を遞信省に一元化したものがある。

工場法の戰時特例勅令案要綱竝に鑛

夫就業扶助規則の特例に關する厚生

省令案要綱の決定

決戦下の勞務動員に則應すべき工場法の戰時特例勅令案要綱は昭和十八年六月十一日閣議決定を見たが、之と同時に石炭山の鑛夫就業扶助規則の特例も厚生省令を以て發令せらるゝこととなりその要綱の決定を見るに到つた。

工場法の戰時特例は許可認可等の手續の簡素化に因り刻下重要産業をして生産の緊急性に臨機即應の態勢をとらしめんとするものであり、該當工場に對し工場法の規定する深夜業の禁止(工場法第三條)、休日及び休憩時間の規定(同第七條)、保護職工の物理的及び化學的危險有害業務への就業禁止(同第九及十條)等の制限を解除せるものである。鑛夫就業扶助規則の特例も亦同一の趣旨に因つてゐる。兩法令案要綱を掲ぐれば左の如くである。

工場法の戰時特例勅令案要綱

第一 戰時行政特例法に基く工場法の特例は本令の定むる所に依ること。

第二 工場法第三條、第四條及び第七條の規定は厚生

大臣の指定する工場に之を適用せざること。前項の指定すべき工場の工業主に對する通知に依り之を行ふことを得ること。

第三 工業主は命令の定むる所に依り行政官廳の許可を受け十六歳未満の者及び女子をして工場法第九條、第十條及び第十一條第二項の規定に拘らず同法第十一條第一項の規定に依り厚生大臣の定むる業務に就かしむることを得ること。

第四 行政官廳必要ありと認むるときは第二條の工場の工業主に對し同條の規定實施のため勤勞管理に關し必要な事項を命ずることを得ること。

第五 工場法第十九條及び第二十五條の規定は本令又は本令に基きて發する命令に之を準用すること。

鑛夫就業扶助規則の特例に關する

省令案要綱

第一 石炭を目的とする鑛業権者鑛山監督局長の許可を受けたるときは鑛夫就業扶助規則(以下規則と稱す)第五條及び第六條の規定に拘らず就業時間を延長し、規則第七條の規定に拘らず十六歳以上の女子を就業せしめ規則第九條の規定に拘らず休憩時間を短縮し又は規則第十條の規定に拘らず休日を廢することを得ること。

第二 鑛業権者鑛山監督局長の許可を受けたるときは規則第十一條の二の規定に拘らず石炭坑に就ては十六歳未満の男子にして國民學校高等科の課程又は之と同等以上と認められたる課程を修了したるもの及び廿歳以上の女子(妊娠中の者を除く)を、その他の鑛山に就ては廿五歳以上の女子(妊娠中の者を除く)

をして坑内に於て就業せしむることを得ること。

第三 鑛業権者鑛山監督局長の許可を受けたるときは規則第十二條及第十三條の規定に拘らず十六歳未満の者及女子をして規則第十二條及第十三條各號の業務に就かしむることを得ること。

第四 鑛山監督局長必要ありと認むるときは前各條の鑛業権者に對し前各條の規定實施のため勤務管理に關し必要なる事項を命ずることを得ること。

第五 鑛業権者第二條の規定により十六歳未満の男子又は廿歳以上若くは廿五歳以上の女子を坑内に於いて就業せしめんとするときは醫師をしてその者の健康診斷を爲さしむべきこと。但し厚生大臣の指定する健康診斷を受け三月を経過せざる者に就ては此の限に在らざること。

第六 鑛業権者は毎年少くとも二回醫師をして第二條の規定に依り坑内に於て就業する十六歳未満の男子又は廿歳以上若くは廿五歳以上の女子の健康診斷を爲さしむべきこと。

其年に於いて前條の規定に依る健康診斷又は厚生大臣の指定する健康診斷を受けたる者に就てはその受けたる回数に應じ前項の規定に依る健康診斷は之を爲さしめざることを得ること。

(以下略)

昭和十八年度醫藥品等需給計畫の閣議決定

議決定

戰時經濟運籌の根幹をなす昭和十八年度國家計畫の策定は四月三十日閣議決定の物資動員計畫を筆頭として着々完了しつゝあつたが、五月十八日の閣議に於いて

ては更に醫藥品等需給計畫の決定を見るに到つた。右に關する企畫院總裁談を掲ぐれば左の如くである。

昭和十八年度醫藥品等需給計畫

(昭和十八年五月十八日 企畫院總裁談)

昭和十八年度醫藥品等需給計畫は本日閣議で決定を見た。本計畫は本年度物資動員計畫に據り製品の配當化をなすべき重要物資として軍需、民需及び輸出入を通じて重要醫藥品、衛生材料及び体温計につきこれが製品の需給計畫を策定したものであるが特に本計畫において考慮を加へたる主なる點は次の通りである。

- 一、重要醫藥品、衛生材料及等の重要性に鑑みこれが計畫的生産を強化するとともに集荷ならびに配給につき適切な措置を講ずること。これがため不要不急品の生産はこれを壓縮すること。
- 二、新藥新製劑等に付ては速かに品質及び規格の適正化を圖ること。
- 三、原材料、資材等に付てはこれが確保に努むること。等である。重要醫藥品等の戦力増強上占むる重要な使命に鑑み政府は之が實施確保に付萬全を期する所存である。なほ皇國以外の東亜全域における醫藥品等に關しては各地域民生の暢達を主眼として別途の考慮を運らすものである。

戰時衣生活簡素化實施要綱の閣議決定

定

決戰段階下の國民衣生活の清新簡素化を目的とする戰時衣生活簡素化實施要綱は昭和十八年六月四日閣議に於いて左の如く決定を見るに到つた。

戰時衣生活簡素化實施要綱

(昭和十八年六月四日 情報局發表)

政府は國民衣生活の徹底的簡素化を圖るため本日閣議において左の要旨の如く之が決定を見た。

一、織物についてはその種類、規格を單純化し、概ね全面的なる指定生産制を實施することにより、高級品及不要不急品の生産を壓縮することとし特に左の點に付考慮す。

- (一) 着尺用絹織物については努めて大衆需要品たる銘仙級に生産を集中すること。
- (二) 小幡織物の一反の長さを短縮すること。
- (三) 帶地の幅及長さを短縮すること。
- 二、染色についてはつとめて華美を避け質實清楚なるを旨とし配色等を限定するの措置を講ず。
- 三、衣服の仕立については纖維量を節約するとともに活動的、衛生的たらしむるを旨とし左による。
- (一) 和裝の仕立については短袂に依らしむることと措置すること。
- (二) 男子洋服はこれを國民服乙號またはこれに準ずるものによらしむること。但し茶褐色以外の生地による仕立をも認むること。
- (三) 外套は合着および兩前仕立のものを廢止すること。
- (四) 男子學生生徒の制服の新規仕立はこれを國民服乙號に、外套は可及的國民服外套に準ぜしむること。但し學童服については原則として制服を限定せざることを。

女子學生生徒の制服についてはその裝飾的部分